

※ここに記載された情報は令和6年1月22日時点のもので、その後、変更が生じる可能性があります。

ご存知ですか？被災ローン減免制度 (自然災害債務整理ガイドライン)

能登半島地震の影響で、住宅ローンや借金の返済が困難になった個人の方に、

ローン等の借入金を**減額・免除**する制度です。

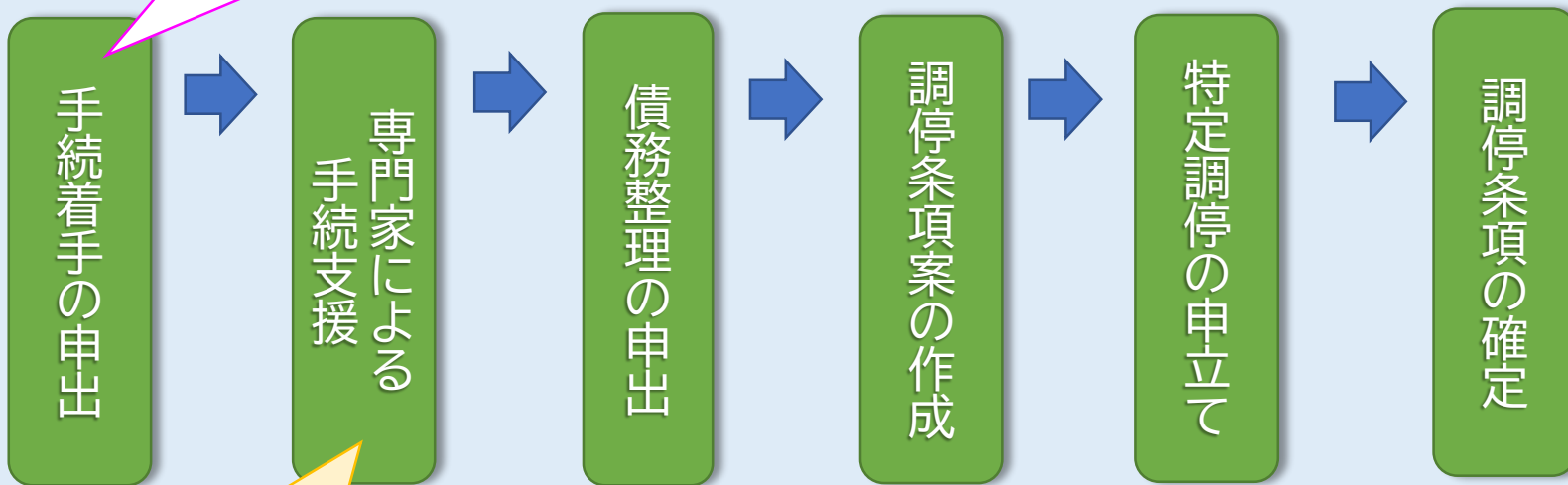
個人事業主の方も利用可能です。

ポイント！

- 専門家による手続の支援が**無料**で受けられます
- 破産等の法的整理よりも**財産を手元に残せる**可能性があります
- **個人情報**(いわゆるブラックリスト)に**登録されません**

最も多額のローンの
ある金融機関から
同意書をもらう

手続の流れ



富山県弁護士会へ
委嘱の申請を

ご利用には、収入額が一定の基準以下等の要件があります。

詳しくは、[富山県弁護士会へ](#)ご相談下さい。

我慢しすぎず、まずは相談を！

「みんな我慢しているから」「災害時で仕方ないから」と無理しすぎず、必要な支援を受け、一緒に生活再建の方法を考えましょう。

富山県弁護士会
能登半島地震
無料電話相談



さいがい なやまないで

0120-315-787

(受付:平日 午前10時~午後4時)

※ 受付後、担当弁護士より折り返しご連絡差し上げます。

フリーダイヤルに
なりました！